

市未来共創センター キッカケラボ 登録団体の皆さんへ
《公共施設使用料減免申請の手続きについて》

登録団体の皆さんが、団体の目的に沿った公益活動を行うために、以下の対象施設を利用する場合、使用料支払い前に申請することで使用料の減免を受けることができます。

対象団体

市未来共創センター キッカケラボ 登録団体

※ただし、営利団体及び NPO 法人以外の法人格を持つ団体は対象外

対象施設

市複合文化センター（カメラアステージ） / 宮司コミュニティセンター / 郷づくり交流センター / 市中央公民館 / 市健康福祉総合センター ふくとぴあ / 宮司運動ホール

減 免 額

半額

※冷暖房使用料を除く

手順手順

1. 「施設使用料減免確認書（市未来共創センター登録団体用）」、活動内容が分かる資料※を市未来共創センターに提出します。確認に 1 週間程度を要します。
※企画書（イベント内容、目的など）、チラシ、参加費がある場合は収支計画書など
2. 「施設使用料減免確認書」の確認済書欄に市が記入し、市未来共創センターから団体担当者へ「施設使用料減免確認書（市記入済み）」をお返します。
3. 「施設使用料減免確認書（市記入済み）」を利用施設に提出し、使用料の減免に必要な手続きを行ってください。

（市健康福祉総合センター ふくとぴあ のみ）

「健康福祉総合センター使用料減免申請書」を「施設使用料減免確認書（福津市未来共創センター登録団体用）」と併せて、**市未来共創センターに提出**してください。

【注意事項】

※団体会員のための勉強会や健康づくりなどの自助的な活動や、総会など、団体の構成員以外の人に参加できない公益活動は減免の対象外となります。

※使用料の払い戻しはできません。使用料の支払い前に減免申請の手続きを行ってください。

※予約や支払いの手順、施設利用の可否や使用料の額の決定については、各施設の規則に則ります。

※入場料や物品販売の有無など、内容による利用可否や使用料基準が各施設で異なります。